

指定介護老人福祉施設重要事項説明書

特別養護老人ホーム楠清里苑

当施設は介護保険の指定を受けています。
(名古屋市指定 第2370300812号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上で認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)	8
7. 残置物引取人	10
8. 苦情の受付について	11
9. 事故発生時の対応について	11
10. 非常災害対策について	11
<重要事項説明書付属文書>	
1. 施設の概要	12
2. 職員の配置状況	12
3. 契約締結からサービス提供までの流れ	13
4. サービス提供における事業者の義務	13
5. 施設利用の留意事項	14
6. 損害賠償について	14

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 清里
(2) 法人所在地 名古屋市西区五才美町2 1 1 番地
(3) 電話番号 0 5 2 - 5 0 1 - 7 5 8 1
(4) 代表者氏名 理事長 堀場 章
(5) 設立年月 昭和6 2 年9 月2 1 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成1 4 年7 月1 5 日指定
愛知県2 3 7 0 3 0 0 8 1 2 号
(2) 名称 特別養護老人ホーム 楠清里苑
(3) 所在地 名古屋市北区会所町7 3 番地1
(4) 電話番号 0 5 2 - 9 0 2 - 7 5 8 1
(5) 施設長 平野 元大
(6) 運営方針 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般の介助（入浴・排泄・食事等）及び機能訓練により、入所者の心身の機能の維持を支援することをめざします。又、施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、介護保険施設及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めてまいります。
(7) 開設年月 平成1 4 年8 月2 2 日
(8) 入所定員 1 2 0 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
多床室(4 人)	2 6 室	
従来型個室	3 5 室	
食堂	3 室	
機能訓練室	1 室	[主な設置機器]歩行器、平行棒等
浴室	2 室	一般浴槽・機械浴槽
医務室	1 室	

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	44名以上	44名
3. 生活相談員	2名	2名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 機能訓練指導員	2名	1名
6. 介護支援専門員	2名	1名
7. 医師（嘱託）	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 13:00～15:30 金曜日 13:00～15:30
2. 介護職員	A 勤 8:45～17:45 B 勤 7:30～16:30 C 勤 10:30～19:15 D 勤 16:30～翌10:30
3. 看護職員	A 勤 8:45～17:45

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条、第5条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割または8割または7割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①居室の提供

- ・当施設では、多床室（4人室）と従来型個室を提供します。

②食事介助（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食： 7：30～ 8：30 昼食：12：00～13：00
夕食：17：45～18：45

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①居住費

利用に際しての光熱水費等に相当する額

料金：1日あたり従来型個室1, 231円／多床室915円

(基準費用額：介護保険負担限度額認定証による)

②食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用です。

料金：1日あたり 1, 445円 (基準費用額：介護保険負担限度額認定証による)

となります。

ご契約者に提供するおやつ代です。

料金：1日あたり 100円

③日用雑費、事務管理費

日用雑費：日常生活において通常必要となる費用です。

料金：1日あたり 500円

事務管理費：入所中の事務管理にかかる費用です。

料金：ひと月あたり 1000円

④理髪・美容

月に数度、理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：実費

⑤レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1 月	1 日ーお正月（おせち料理をいただき、新年をお祝いします。）	
2 月	3 日ー節分（施設内で豆まきを行います。）	
3 月	3 日ーひなまつり（おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。）	

ii) クラブ活動

書道、美術、お菓子他（材料代等の実費をいただくこともあります。）

⑥契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり）

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
介護費	7,572 円	8,415 円	9,302 円	10,156 円	10,989 円
居住費	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円
食 費	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
おやつ代	100 円	100 円	100 円	100 円	100 円
日用雑費	500 円	500 円	500 円	500 円	500 円
合 計	10,532 円	11,375 円	12,262 円	13,116 円	13,949 円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 10,532 円

⑦その他

日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。またご契約者本人の希望により購入した費用に関しても負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第 5 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給

付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

《従来型個室》

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,572 円	要介護度 2 8,415 円	要介護度 3 9,302 円	要介護度 4 10,156 円	要介護度 5 10,989 円
2.うち、介護保険から給付される金額	6,814 円	7,573 円	8,371 円	9,140 円	9,890 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	758 円	842 円	931 円	1,016 円	1,099 円
4.居 住 費	1,231 円（基準費用額）				
5.食 費	1,445 円（基準費用額）				
6.おやつ費	100 円				
7.日用雑費	500 円				
8.自己負担額合計（3+4+5+6+7）	4,034 円	4,118 円	4,207 円	4,292 円	4,375 円

《多床室》

1.ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 7,572 円	要介護度 2 8,415 円	要介護度 3 9,302 円	要介護度 4 10,156 円	要介護度 5 10,989 円
2.うち、介護保険から給付される金額	6,814 円	7,573 円	8,371 円	9,140 円	9,890 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	758 円	842 円	931 円	1,016 円	1,099 円
4.居 住 費	915 円（基準費用額）				
5.食 費	1,445 円（基準費用額）				
6.おやつ費	100 円				
7.日用雑費	500 円				
8.自己負担額合計（3+4+5+6+7）	3,718 円	3,802 円	3,891 円	3,976 円	4,059 円

☆この表には個別機能訓練加算Ⅰ、看護体制加算Ⅰ 2、夜勤職員配置加算Ⅰ 2、サービス提供体制強化加算Ⅲ、介護職員処遇改善加算Ⅱが含まれます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居住費と食費について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日当りの利用料金は、下記の通りです。（契約書第 18 条、第 21 条参照）

1. サービス利用料金	2,979 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,681 円
3. 自己負担額（1－2）	298 円
4. 居住費（多床室・基準費用額）	915 円
居住費（従来型個室・基準費用額）	1,231 円
5. 自己負担額（多床室の場合 3+4）	1,213 円
自己負担額（従来型個室室の場合 3+4）	1,529 円

◇当事業所の居住費・食費の負担額（契約書第 5 条参照）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費の負担が軽減されます。

☆居住費及び食費のお支払いしていただく 1 日当りの利用料金は、下記の通りです。

対象者		区分	居住費（居住の種類により異なります）				食費
			多床室	従来型個室	ユニット型 個室多床室	ユニット型 個室	
生活保護受給者							
世帯全員 が市町村 民税非課 税	老齢福祉年金受給者	利用者負担 段階 1	0 円	380 円	550 円	880 円	300 円
	年金収入等※80 万円以下	利用者負担 段階 2	430 円	480 円	550 円	880 円	390 円
	年金収入等 80 万円超 120 万円以下	利用者負担 段階 3 ①	430 円	880 円	1370 円	1370 円	650 円
	年金収入等 120 万円超	利用者負担 段階 3 ②	430 円	880 円	1370 円	1370 円	1360 円
上記以外		利用者負担 段階 4	915 円	1231 円	1728 円	2066 円	1445 円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋ その他の合計所得金額。

*詳しくは、別紙の利用料金表をご確認下さい。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月毎に計算しご請求しますので、原則として翌月 27 日に指定口座から引き落としを行います。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。）

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	(医) 済衆館 済衆館病院
所在地	北名古屋市鹿田西村前 111
診療科	内科、外科、皮膚科、整形外科等

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	小塚歯科
所在地	西春日井郡豊山町豊場八反 1 0 7

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第 13 条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。) |
|---|

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第 14 条、第 15 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重 |
|--|

大な事情が認められる場合

- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただきます。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 2 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について *（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1 日当たり 298 円＋居住費（負担限度額認定証適用）

② 上記期間を超える入院の場合

3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。ただし、入院期間を通じて所定の居住費（負担限度額認定証適用外）をご負担いただきます。

入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。ただし、その後退院される場合は相談に応じます。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の

心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- | |
|---|
| ○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
○居宅介護支援事業者の紹介
○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介 |
|---|

7. 残置物引取人（契約書第 20 条参照）

契約締結にあたり、残置物引取人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 生活相談員 山内 たか子

○受付時間 毎 日 8：45～17：15

- 1 苦情解決責任者 平野 元大 （施設長）
- 2 苦情受付担当者 山内 たか子 （生活相談員）
- 3 第三者委員 （1）小林 麗子 TEL 052-521-0045
（2）加藤 幸雄 TEL 052-901-3786

（2）行政機関その他苦情受付機関

名古屋市役所 介護保険担当課	所在地 名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 DP スクエア東桜 8 階 TEL 959-2592 受付時間 8：45～17：15
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉 1-6-5 TEL 971-4165・FAX 962-8870 受付時間 9：00～17：00

9. 事故発生時の対応について

施設入所中に事故が発生した場合は、市町村、契約者の家族に連絡を行うとともに、

必要な措置を講じます。

10. 緊急時の対応について

施設入所中に、心肺停止等の急変が発生した場合は、救急要請を行うとともに心肺蘇生を行います。その他の病状の異変については、嘱託医及び看護師が必要な措置を講じます。なお、看取り時にはこの限りではありません。

11. 非常災害対策について

災害発生時には、消防計画書に基づき安全に避難ができる体制を備えております。防災設備は、火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消防設備を設置しております。また、年2回の防災訓練を実施しております。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。なお、当苑における介護サービス第三者評価については、実施しておりません。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム楠清里苑

説明者職氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

☐ 日用品費、おやつ代の利用について、同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

印

身元引受人 住 所

氏 名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階、地下1階

(2) 建物の延べ床面積 6, 047 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

〔短期入所生活介護〕平成14年7月15日指定 愛知県2370300820号定員19名

(4) 施設の周辺環境

市の北部に位置し町の中と思われぬほど静かな環境の中にあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護・看護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の看護を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

5名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

2名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

2名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医師を配置しています。

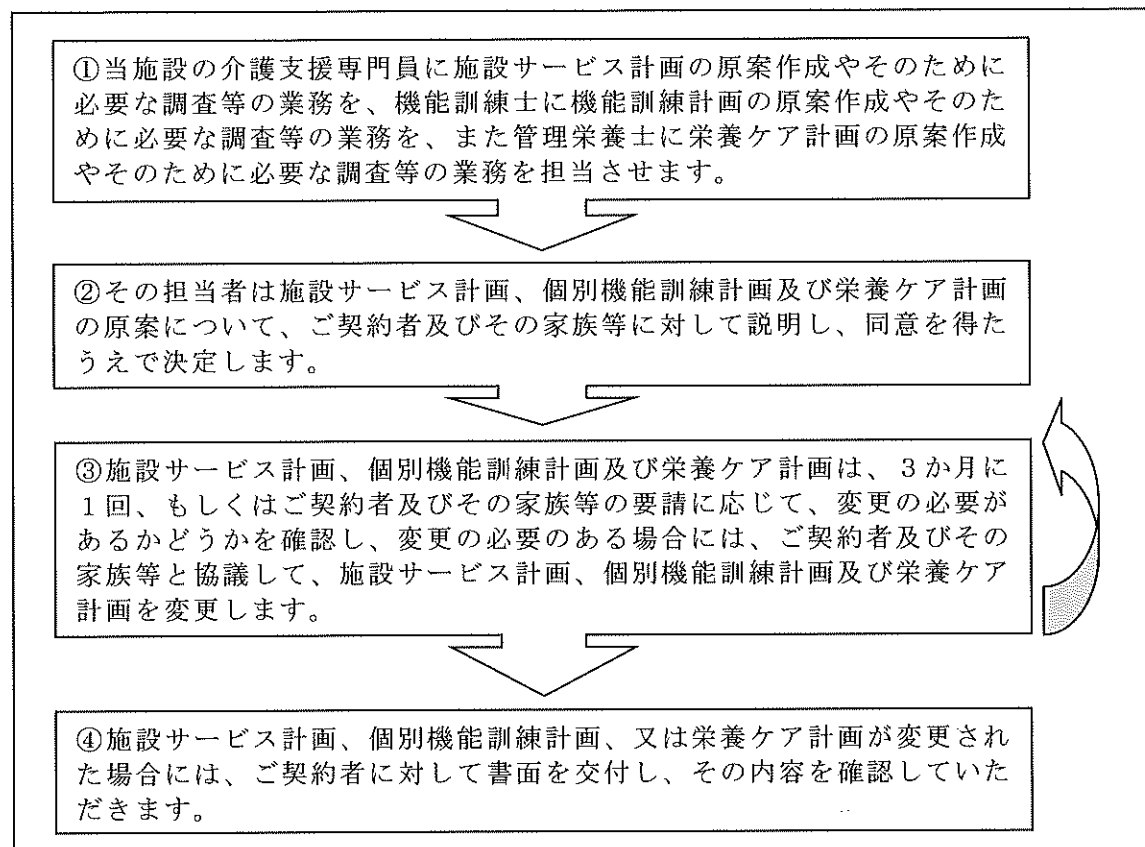
管理栄養士…ご契約者に係る栄養ケア計画を作成します。

1名の管理栄養士を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条参照）

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画」、「個別機能訓練計画」及び「栄養ケア計画」に定めます。

「施設サービス計画」、「個別機能訓練計画」及び「栄養ケア計画」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 10:00～16:30（食事時間中は除く）

※来訪者は、必ずそのつど面会票にご記入下さい。

※尚、来訪される場合、食べ物の持ち込みは極力ご遠慮下さい。

※感染状況により、予告なく変更する場合があります。

(2) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は事前にお申し出下さい。

但し、外泊については最長で月6日間とさせていただきます。

※感染状況により、予告なく変更する場合があります。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

施設内での喫煙はできません。 ご協力下さい。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。